

第2回 青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会

日 時：平成23年7月1日（金）16時00分～

場 所：県庁北棟7階 健康福祉部A会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 義援金の二次配分について

(2) その他

3 閉 会

配付資料

- 資料1 二次配分の配分原資について（義援金受入状況等）
- 資料2 日本赤十字社からの受入分に係る取扱い
- 資料3 義援金二次配分に係る基本方針
- 資料4 二次配分に係る配分対象等の意見
- 資料5 義援金配分対象及び基準（案）
- 資料6 三次配分以降の取扱いについて

二次配分の配分原資について（義援金受入状況等）

1 日本赤十字社等からの受入

	金額（円）	備 考
H 23. 4. 19	271,900,000	一次配分 1 回目
H 23. 6. 7	3,510,000	一次配分 2 回目（県外死亡等追加）
H 23. 6. 17	432,880,000	二次配分
合 計	708,290,000	

2 青森県義援金口座受入

	金額（円）
H 23. 6. 27現在	853,307,685

3 関係市町に対する送金

	金額（円）	備 考
H 23. 4. 20	763,000,000	一次配分 1 回目
H 23. 6. 6-10	10,000,000	一次配分 2 回目（超過送金留保分含む）
合 計	773,000,000	

4 二次配分原資

1 日本赤十字社受入		708,290,000円
2 青森県義援金口座受入		853,307,685円
3 関係市町送金	△	773,000,000円
		788,597,685円

日本赤十字社等からの受入分に係る取扱い

1 一次配分の取扱い

- 義援金配分割合決定委員会において、死亡・行方不明者 35 万円、住宅全壊（焼）35 万円、住宅半壊（焼）18 万円等の配分対象、配分基準を決定。
- 日本赤十字社からの送金を受け入れした都道府県が義援金配分委員会により、配分対象、配分基準を決定するが、義援金配分割合決定委員会の決定内容を尊重するよう要請。

→ 県としての取扱

4 月 14 日開催した第 1 回青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会において、配分割合決定委員会の決定どおり配分することを決定。

2 二次配分の取扱い

- 義援金配分割合決定委員会は、被災程度に応じて被災自治体に配分。（死亡・行方不明者、住宅全壊（焼）、住宅半壊（焼）等の件数をポイント化し、各自治体にポイントに応じて送金）
- 被災者に対する配分は、地域の実情を踏まえ、各自治体の義援金配分委員会が決定。
- 各自治体には、送金分の相当部分を死亡・行方不明者、全半壊被害等に対して明確な基準で配分するなど、迅速な配分が可能となる方法の検討を要請。

→ 県としての取扱（案） **決定**

県義援金配分委員会において、日本赤十字社からの受入を含む総額（資料 1 参照 6 月 27 日現在で総額 788,597,685 円）について配分方法を決定。

本県においては、被災状況について概ね上限の設定が可能と見込まれることから、今回送金受入分について全額を配分（日本赤十字社からの送金分について一定割合を留保する等を行わず、全額を配分。二次配分後の残額は、県受入分の残額と整理。）。

義援金二次配分に係る基本方針

決定

案の1 配分対象、配分基準について決定する。

県の一次配分と同様の方法。

青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会において、配分対象及び配分基準について決定し、当該基準に従い、関係市町村に対して送金する。

関係市町村は、県配分委員会の決定した配分基準に従い、被災者に対して支給する。

案の2 関係市町村に対する配分基準について決定する。

日本赤十字社から県に対する二次配分と同様の方法。

青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会においては、関係市町村の被災状況に応じた配分を決定し、関係市町村に対して送金する。

関係市町村は、日本赤十字社からの配分を含む県からの配分と各市町村受入分の義援金を合わせて、各市町村の義援金配分委員会において協議・検討を行い、各市町村の実情に応じた配分対象、配分基準を決定し、市町村配分委員会が決定した配分基準に従い、被災者に対して支給する。

二次配分に係る配分対象等の意見

1 二次配分の基本的考え方

- (1) 一次配分対象に増額配分し、配分対象の追加は行わない。・・・ 4
 (2) 一次配分対象以外の被災区分を配分対象に加える。・・・ 0
 (3) 一次配分対象への増額と配分対象の追加を行う。・・・ 2
 (※ 未回答 2)

2 二次配分の配分対象について（追加配分対象等に関する意見）

(1) 大規模半壊

理由：半壊認定であるが全壊に近い住宅が多いため

判断基準：大規模半壊認定について（平成22年9月内閣府政策統括官通知）

配分額案：半壊の配分基準に1.5～20万円を増額

対象の把握の可否及び件数

市町名	把握の可否	可の場合の件数
八戸市	可	約 170世帯
おいらせ町	否	—
三沢市	可	13世帯
階上町	可	5世帯
計		約 188世帯

(2) 被災児童・生徒 **3月11日震災時点で被災した18歳以下の者**

理由：次代を担う児童・生徒の教育環境改善のため

判断基準：半壊（焼）以上の住家被害のあった高校生以下の児童・生徒

配分額案：1人当たり10万円程度

対象の把握の可否及び件数

市町名	把握の可否	可の場合の件数
八戸市	可	約 170人
おいらせ町	可	13人
三沢市	可	4人
階上町	可	3人
計		約 190人

(3) 被災事業者

理由：被災した住宅兼店舗には義援金が配分されるため、同様に被災した店舗専用建物についても支給すべき

対象の把握の可否及び件数

市町名	把握の可否	可の場合の件数
八戸市	否	—
おいらせ町	可	33件
三沢市	否	—
階上町	可	5件
計		38件

義援金配分対象及び基準（案）

案の 1-1 一次配分対象への増額配分のみ行う。

配分対象	被害状況	件数	配分基準	所要額
人的被害	死亡・行方不明者	14	1,000千円	14,000,000円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	273	1,000千円	273,000,000円
	半壊(焼)	972	500千円	486,000,000円
合計				773,000,000円
配分原資				788,597,685円
差引				15,597,685円

案の 1-2 一次配分対象への増額と大規模半壊は半壊に20万円の増を行う。

配分対象	被害状況	件数	配分基準	所要額
人的被害	死亡・行方不明者	14	950千円	13,300,000円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	273	950千円	259,350,000円
	大規模半壊	200	680千円	136,000,000円
	半壊(焼)	772	480千円	370,560,000円
合計				779,210,000円
配分原資				788,597,685円
差引				9,387,685円

決定 案の 1-3 **3月11日震災時点で被災した18歳以下の者**
一次配分対象への増額と被災児童・生徒に10万円の配分を行う。

配分対象	被害状況	件数	配分基準	所要額
人的被害	死亡・行方不明者	14	950千円	13,300,000円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	273	950千円	259,350,000円
	半壊(焼)	972	480千円	466,560,000円
その他	被災児童・生徒	200	100千円	20,000,000円
合計				759,210,000円
配分原資				788,597,685円
差引				29,387,685円

案の 1-4 案の 1-2 及び 3 を合わせて配分を行う。

配分対象	被害状況	件数	配分基準	所要額
人的被害	死亡・行方不明者	14	900千円	12,600,000円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	273	900千円	245,700,000円
	大規模半壊	200	650千円	130,000,000円
	半壊(焼)	772	450千円	347,400,000円
その他	被災児童・生徒	200	100千円	20,000,000円
合計				755,700,000円
配分原資				788,597,685円
差引				32,897,685円

案の2 関係市町に対する配分のみ決定する。

市町名	算定基礎 (ポイント)			基礎金額	所要額
八戸市	死亡・行方不明者	7	× 1	1,000千円	675,000,000円
	全壊 (焼)	220	× 1		
	半壊 (焼)	896	× 0.5		
	675				
おいらせ町	死亡・行方不明者	0	× 1	1,000千円	50,000,000円
	全壊 (焼)	25	× 1		
	半壊 (焼)	50	× 0.5		
	50				
三沢市	死亡・行方不明者	2	× 1	1,000千円	28,000,000円
	全壊 (焼)	16	× 1		
	半壊 (焼)	20	× 0.5		
	28				
階上町	死亡・行方不明者	1	× 1	1,000千円	16,000,000円
	全壊 (焼)	12	× 1		
	半壊 (焼)	6	× 0.5		
	16				
青森市	死亡・行方不明者	1	× 1	1,000千円	1,000,000円
	全壊 (焼)	0	× 1		
	半壊 (焼)	0	× 0.5		
	1				
十和田市	死亡・行方不明者	2	× 1	1,000千円	2,000,000円
	全壊 (焼)	0	× 1		
	半壊 (焼)	0	× 0.5		
	2				
三戸町	死亡・行方不明者	1	× 1	1,000千円	1,000,000円
	全壊 (焼)	0	× 1		
	半壊 (焼)	0	× 0.5		
	1				
合 計					773,000,000円
配分原資					788,597,685円
差 引					15,597,685円

決定 三次配分以降の取扱いについて

二次配分の検討に当たって、配分対象の追加について意見を求めたが、今後、日本赤十字社からの送金があったとしても、県受入分の大きな増額が見込めず、これまで以上の配分原資を確保することが困難と見込まれ、三次配分以降にさらに配分対象を追加することは困難と見込まれることから、三次配分以降については、関係市町の被災状況に応じた配分（死亡・行方不明者、全・半壊（焼）の件数によるポイントに応じた配分）を行うこととしたい。

この場合、義援金配分委員会の会議を開催することなく、各委員に対して書面により配分結果を通知することとしたい。

※ 参考：二次配分後の残額を被災状況に応じて配分する例

	最大(案の1-4)	最小(案の1-2)
配分原資	32,897,685円	9,387,685円
八戸市	28,726,957	8,197,526
おいらせ町	2,127,923	607,224
三沢市	1,191,637	340,046
階上町	680,935	194,312
青森市	42,558	12,144
十和田市	85,117	24,289
三戸町	42,558	12,144
基礎金額(1ポイント)	42,558	12,144